恵 泉 女 学 園 大 学 学 則

第１章　　目的及び使命

（目的及び使命）

第１条　本学は福音主義キリスト教の信仰に基づいて、女子に高等の教育を授け、専門の学術を教授研究し、もって真理と平和を愛し、国際的視野に立って文化の進展と社会の福祉に貢献する有為な女性を育成することを目的とする。

（自己点検・自己評価）

第１条の２　本学は、その教育研究水準の向上を図り、大学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動の改善及び充実に努める。

２　前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施方法、実施体制及び結果の検証・活用・公表の方法等については、別に定める。

第１条の３　本学は、大学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況に関する情報の提供を行う。

２　前項の情報の提供を行うにあたっての項目の設定、実施方法等については、別に定める。

第１条の４　本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施する。

２　前項の研修及び研究を行うにあたっての実施体制等については、別に定める。

（学部・学科の目的）

第１条の５　人文学部においては、幅広い教養と豊かな人間性を身に付けて、言語構造や言語教育などの言語文化の成立事情や実践的な言語運用能力の習得と人間が創りだした多様な文化の実相について総合的に理解するとともに、地域文化や歴史文化に関する専門的な知識を有した人材の養成を目指すことにより、地域社会・国際社会への貢献を果たすことを目的としている。

２　人文学部日本語日本文化学科においては、日本語学、日本文学、日本史学、社会学等を中心的な学問分野として、日本語に関する基本的知識と実践的能力の確実な習得とともに、日本文学や文芸創作に関する基礎的な知識の習得や日本文化に関する理解を深めることを目的としている。また日本の言語と文化に関する知識と能力を有したうえで、地域社会・国際社会の発展に貢献することができる人材の養成を目的としている。

３　人文学部英語コミュニケーション学科においては、英語コミュニケーション、言語芸術、英語教育を中心的な学問分野として、英語コミュニケーションに関する基本的知識と実践的能力の確実な習得とともに、英語教育に関する基礎的な知

識と技能の習得やイギリスやアメリカの文学、演劇などの言語芸術に関する理解を深めることを目的としている。また英語の知識と技能の習得とともに、イギリスとアメリカの社会や文化、文学に関する基礎的な知識を有したうえで、国際社会で幅広く活躍することができる人材の養成を目的としている。

第１条の６　人間社会学部においては、幅広い教養と豊かな人間性を身に付けて、現代社会で生起している現実の社会問題を的確に認識するための基礎的な知識と応用的な能力とともに、主体的に変化に対応し得る幅広い視野や総合的な判断力、実践的な問題分析能力や課題解決能力を兼ね備えた人材の養成を目指すことにより、平和及び地域社会・国際社会への貢献を果たすことを目的としている。

２　人間社会学部国際社会学科においては、社会学、経済学、政治学に加えて歴史学、人類学、地理学、宗教学を中心的な学問分野として、国際社会に関する基礎的な知識と能力の確実な習得とともに、関連する隣接諸分野の基本的な知識を習得することを通して、基幹分野を横断的かつ総合的に学ぶことを目的としている。また、人間と社会との関わりや国際社会の仕組みなど、国際社会を総合的な視点からとらえることのできる人材の養成を目的としている。

３　人間社会学部社会園芸学科においては、心理学、園芸学を中心的な学問分野として、人間形成、人間関係形成、社会園芸実践の基礎的な知識と能力を習得し、園芸を中継ぎに人と人との豊かな関係を構築することを実践的に学ぶとともに、関連する隣接諸分野の基本的な知識を習得して、基幹分野を横断的かつ複合的に学ぶ。これらを通して、地域社会の一員として、自然に生かされていることを自覚し、地域社会にあって他者の多様性を尊重し、自らの尊厳を確立しつつ人と人との有機的な関係を築く役割を担い、持続可能な生活を自ら実践し、これを地域社会へと広めていくことのできる人材の育成を目的としている。

第２章　　学部、収容定員及び修業年限

（学部、学科及び収容定員）

第２条　本学に設置する学部、学科及びその収容定員は次のとおりとする。

人文学部　日本語日本文化学科

入　学　定　員　６０名

編入学定員３年次　３名

収　容　定　員　２４６名

英語コミュニケーション学科

入　学　定　員　７０名

編入学定員３年次　４名

収　容　定　員　２８８名

人間社会学部　国際社会学科

入　学　定　員　９０名

編入学定員３年次　３名

収　容　定　員　３６６名

社会園芸学科

入　学　定　員　７０名

編入学定員３年次　４名

収　容　定　員　２８８名

（大学院）

第２条の２　本学に大学院を置く。

2　大学院の学則は、別に定める。

（修業年限及び在学年限）

第３条　本学の標準修業年限は４年とする。

2　学生は８年を超えて在学することはできない。

（修業年限の通算）

第３条の２　大学入学資格を有した後に、本学の学生以外の者として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して２年を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第３条の３　第３条および第３条の２の規定に関わらず、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。期間、手続き等については別に定める。

第３章　学年、学期及び休業日

（学　年）

第４条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学　期）

第５条　学年を次の２学期に分け、それぞれの学期を１セメスターとする。

春学期　４月１日から９月２０日まで

秋学期　９月２１日から翌年３月３１日まで

（休業日）

第６条　休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3)恵泉女学園創立記念日　１１月２日
(4)夏季休業日　８月１日から９月１０日まで
(5)冬季休業日　１２月２５日から１月７日まで
(6)春季休業日　３月２０日から３月３１日まで

２　必要がある場合においては、学長は、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

（１年間の授業期間）

第７条　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、３５週にわたることを原則とする。

第４章　入学、退学及び休学

（入学の時期）

第８条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教授会が十分な理由があると認めた時には、教育上支障がない限り、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第９条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

(1)高等学校を卒業した者
(2)通常の課程による１２年の学校教育を修了した者
(3)外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
(4)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5)文部科学大臣の指定した者
(6)大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
(7)大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第１０条　本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

（入学者の選考）

第１１条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第１２条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金

その他の学納金を納付しなければならない。
2　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
(再入学)
第１３条　願いにより本学を退学した者が、再入学を希望するときは、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。
2　前項の場合、退学前に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
3　再入学の場合に必要な手続は、別に定める。
(編入学及び転入学)
第１４条　次の各号の一に該当する者で、本学への３年次編入学を志願する者があるときは、選考の上、第３年次に入学を許可する。
(1)大学を卒業した者
(2)短期大学を卒業した者及び大学に２年以上在学し、６２単位以上を修得した者
(3)高等専門学校を卒業した者
(4)専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
2　大学を退学した者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
3　前２項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については教授会の議を経て学長が決定する。
4　編入学、転入学の場合に必要な手続は別に定める。
(転部・転科)
第１４条の２　他の学部・学科に転部・転科を願い出た者については、教授会の議を経て、これを許可することがある。
(退　学)
第１５条　退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。
(休　学)
第１６条　疾病その他やむを得ない事由により３ケ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。
2　疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
(休学の期間)
第１７条　休学の期間は１年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は引き続き更に１年まで延長することができる。
2　休学の期間は、通算して４年を超えることができない。

3　休学の期間は第３条第２項の在学年限に算入しない。

（復　学）

第１８条　　休学の期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（除　籍）

第１９条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1)第３条第２項に定める在学年限を超えた者

(2)第１７条第２項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3)授業料その他の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4)長期間にわたり行方不明の者

２　除籍について必要な事項は、別に定める。

第５章　　教育課程及び履修方法等

（教育課程）

第２０条　授業科目を分けて、共通科目、専門科目とする。

2　　前項に規定するもののほか、外国人留学生に対して日本語科目及び日本事情に関する科目を開設する。

3　外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けたもの（以下、「帰国子女」という。）の教育について本学が必要と認める場合には、前項に規定する授業科目を開設する。

4　授業科目の種類、単位数等は別表第１のとおりとする。

（授業科目の区分に関する履修上の特例）

第２０条の２　　学則第２０条に規定する授業科目の区分により開設する授業科目について、本学が学生の専攻との関連において教育上有益と認めるときは、本人所属学科以外の学科の専門科目を履修することを認めることがある。

（単位）

第２１条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1)講義については、１５時間の授業をもって１単位とする。

(2)演習については、３０時間の授業をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については１５時間の授業をもって１単位とする。

(3)実験、実習及び実技については、３０時間の授業をもって１単位とする。

（単位の授与）

第２２条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（履修科目の登録の上限）

第２２条の２　卒業の要件として修得すべき単位数について、１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は２０単位とする。ただし、編入学生は２２単位とする。なお、前学期の成績が優秀な場合は、上限を超えて履修登録することを認めることがある。

（成績の評価）

第２３条　成績の評価は、ＡＡ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｆをもって表し、ＡＡ、Ａ、Ｂ、Ｃを合格とし、Ｆを不合格とする。又、合格、不合格をもって表すこともできる。

（既修得単位の取扱い）

第２４条　本学の第一年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

2　前項の単位認定は、編入学、転入学等の場合を除き、合計６０単位を超えない範囲で行う。

3　前２項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

（他の大学等における授業科目の履修等）

第２５条　本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、学生が当該他の大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

2　前項の規定により他の大学等において修得した単位については、６０単位を超えない範囲で本学において修得した単位とみなすことができる。

3　前２項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

（外国の大学における授業科目の履修等）

第２６条　本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学へ留学し、授業科目を履修することを認めることがある。

2　前項による留学期間は、原則として１年とし、２年を限度とする。また、留学期間のうち、第３条の修業年限に算入することのできる期間は１年とする。

3　前２項の規定により学生が留学をして得た学習の成果については、６０単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

4　前３項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

（他の大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度）

第２７条　前２条の規定により他の大学等又は外国の大学において修得した単位について、本学において修得したと認めることができる単位数は、すべてを合せて、６０単位とする。

（外国人留学生等に関する履修方法の特例）

第２８条　外国人留学生が第２０条第２項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって共通科目の単位に代えることができる。

2　前項の規定は、帰国子女が第２０条第３項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。

3　前２項の規定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第６章　　卒　業　等

（卒業の要件）

第２９条　　本学を卒業するためには、学生は４年以上在学し、次の各号により、合計１２４単位以上を修得しなければならない。

人文学部　日本語日本文化学科

(1)共通科目　４６単位以上

(2)学部専門導入科目　８単位以上

(3)学科専門科目　５２単位以上

人文学部　英語コミュニケーション学科

(1)共通科目　４６単位以上

(2)学部専門導入科目　８単位以上

(3)学科専門科目　５２単位以上

人間社会学部　国際社会学科

(1)共通科目　４６単位以上

(2)学部専門導入科目　８単位以上

(3)学科専門科目　５２単位以上

人間社会学部　社会園芸学科

(1)共通科目　４６単位以上

(2)学部専門導入科目　８単位以上

(3)学科専門科目　５２単位以上

2　履修要件等について必要な事項は、別に定める。

（卒　業）

第３０条　　本学に４年以上在学し、この学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2　学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

（３年卒業の特例）

第３０条の２　　本学に３年以上在学し、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

（学位）

第３１条　　本学人文学部を卒業した者に対し、学士（人文学）の学位を授与し、本学人間社会学部を卒業した者に対し、学士（人間社会学）の学位を授与する。

（教育職員免許状）

第３１条の２　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免

許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　本学学部の学科において取得できる免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学部	学　　科	免　許　状　の　種　類	免許教科
人文学部	日本語日本文化学科	中学校教諭１種免許状 高等学校教諭１種免許状	国　語 国　語
	英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学科	中学校教諭１種免許状 高等学校教諭１種免許状	英　語 英　語

3　前２項に定めるもののほか教育職員免許状取得に必要な履修方法は、別に定める。

（博物館学芸員資格）

第３１条の３　博物館学芸員の所要資格を取得しようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び同法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2　学芸員に関する科目の履修に必要な事項は別に定める。

第７章　　検定料、入学料、授業料その他の費用

第３２条　本学の検定料、入学料、授業料等の金額は、別表第２のとおりとする。

（授業料の納入期）

第３３条　授業料は、半額ずつ次の２期に分けて納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

前　期　　４月１０日まで

後　期　１０月１０日まで

（退学及び停学の場合の授業料）

第３４条　学期の中途で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料は徴収する。

（休学の場合の授業料）

第３５条　休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料については、休学をした翌月から復学した月の前月までの授業料の一部又は全部を免除する。

第３６条　学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

（学年の中途で卒業する場合の授業料）

第３７条　学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

2　前項に規定する授業料の金額、納付に必要な手続等については、別に定める。

（実験実習費及びその他の費用の納付）
第３８条　入学金、授業料のほか、実験実習費、施設充実費、教育充実費、施設維持費を納付するものとする。
2　前項に規定する納付金の金額、納付に必要な手続等については、別に定める。
（納付した授業料等）
第３９条　納付した授業料等は、原則として返付しない。

第８章　職　員　組　織

（職員組織）
第４０条　本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

第９章　教授会

（教授会）
第４１条　本学に教授会を置く。
2 教授会に関する事項は、別に定める。

第１０章　科目等履修生及び外国人留学生

（科目等履修生）
第４２条　本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修しようとする者（以下「科目等履修生」という。）があるときは、教授会において、相当の資格があると認めた者につき、当該授業科目の授業に支障がない限りにおいて、これを許可することがある。
2　科目等履修生には、学則を準用する。ただし、第３２条は適用しない。
3　科目等履修生で第９条に規定する資格を有する者が、履修科目の試験に合格した場合は、願出により単位を与えることができる。
（研究生）
第４２条の２　本学の学生以外の者で特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない限りにおいて、これを許可することがある。
（外国人留学生）
第４３条　外国人で、本学に入学を志願する者があるときは選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。
第４４条　科目等履修生、研究生及び外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第１１章　賞　罰

（表　彰）

第４５条　学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

（懲　戒）

第４６条　本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2　前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1)性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2)正当な理由がなくて出席常でない者

(3)本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第１２章　公 開 講 座

（公開講座）

第４７条　社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第１３章　付 属 施 設

（図書館）

第４８条　本学に図書館を置く。

2　図書館に関し必要な事項は、別に定める。

（研究所）

第４８条の２　本学に研究所を置く。

(1)平和文化研究所

(2)園芸文化研究所

(3)キリスト教文化研究所

2　研究所に関し必要な事項は、別に定める。

（花と平和のミュージアム）

第４８条の３　本学に花と平和のミュージアムを置く。

2　花と平和のミュージアムに関し必要な事項は、別に定める。

第１４章　厚 生 施 設

第４９条　本学に学生寮を置くことができる。

2　学生寮に関する規則は、別に定める。

第１５章　　学則の改廃

第５０条　この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附　則

１　この学則は、文部省認可の日から公布し、昭和６３年４月１日から施行する。

２　昭和６３年度から昭和６５年度において人文学部の総定員は、第２条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

昭和６３年度	日本文化学科	７０名
	英米文化学科	９０名
	合　　計	１６０名
昭和６４年度	日本文化学科	１４０名
	英米文化学科	１８０名
	合　　計	３２０名
昭和６５年度	日本文化学科	２１０名
	英米文化学科	２７０名
	合　　計	４８０名

附　則

この学則は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２年４月１日から施行する。ただし、この学則を実施する際の教職に関する専門科目については、現に第２年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、１９９２（平成４）年３月１日から施行する。

附　則

１　この学則は１９９２（平成４）年４月１日から施行する。

２　１９９１（平成３）年度以前に入学した学生は、なお従前の学則によるが、別表⑴授業科目のうちの＊印のついた科目については、これを履修することができるものとする。科目の区分等については別に定める。

３　平成４年度から平成１１年度において、入学定員は第２条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学　　科	入学定員
日本文化学科	９０
英米文化学科	１１０
計	２００

附　則

この学則は、１９９３（平成５）年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、１９９４（平成６）年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、１９９５（平成７）年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、１９９６（平成８）年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、１９９７（平成９）年４月１日から施行する。

２　１９９６（平成８）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表(1)の授業科目のうちの一部については履修できるものとする。
該当科目、履修方法等については別に定める。

附　則

この学則は、１９９８（平成10）年４月１日から施行する。ただし、第２条の国際社会文化学科の３年次編入学定員に関する規定は、２０００（平成12）年４月１日から施行する。

附　則

１　１９９８（平成10）年度から２００２（平成14）年度において、収容定員は第２条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
１９９８	90名	20名	380名

１９９９	90名	20名	400名
２０００	70名	20名	380名
２００１	70名	20名	360名
２００２	70名	20名	340名

英米文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
１９９８	210名	20名	560名
１９９９	210名	20名	680名
２０００	120名	20名	690名
２００１	120名	20名	700名
２００２	120名	20名	610名

国際社会文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
１９９８	200名	－	200名
１９９９	200名	－	400名
２０００	120名	20名	540名
２００１	120名	20名	680名
２００２	120名	20名	600名

附　則

この学則は１９９９（平成１１）年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、２０００（平成12）年４月１日から施行する。

２　２０００（平成12）年度から２００７（平成19）年度において、入学定員及び収容定員は第２条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０００	90名	20名	400名
２００１	90名	20名	400名
２００２	90名	20名	400名
２００３	90名	20名	400名

２００４	90名	20名	400名
２００５	70名	20名	380名
２００６	70名	20名	360名
２００７	70名	20名	360名

英米文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０００	191名	20名	761名
２００１	191名	20名	842名
２００２	181名	20名	813名
２００３	171名	20名	774名
２００４	160名	20名	743名
２００５	120名	20名	672名
２００６	120名	20名	611名
２００７	120名	20名	560名

国際社会文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０００	200名	20名	620名
２００１	181名	20名	821名
２００２	172名	20名	793名
２００３	163名	20名	756名
２００４	155名	20名	711名
２００５	120名	20名	650名
２００６	120名	20名	598名
２００７	120名	20名	555名

附　則

１　この学則は２００１（平成13）年４月１日から施行する。

２　２００１（平成13）年度から２００３（平成15）年度において、人間環境学科の編入学定員及び収容定員は第２条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

人間環境学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２００１	75名	―	75名
２００２	75名	―	150名
２００３	75名	20名	245名

３　２００１（平13）年度から２００６（平18）年度において、英米文化学科と国際社会文化学科の入学定員及び収容定員は第２条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

英米文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２００１	147名	20名	798名
２００２	138名	20名	726名
２００３	129名	20名	645名
２００４	120名	20名	574名
２００５	120名	20名	547名
２００６	120名	20名	529名

国際社会文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２００１	150名	20名	790名
２００２	140名	20名	730名
２００３	130名	20名	660名
２００４	120名	20名	580名
２００５	120名	20名	550名
２００６	120名	20名	530名

附　則

１　この学則は２００２（平成14）年４月１日から施行する。

２　２００２(平成14)年度から２００４(平成18)年度において、英米文化学科と国際社会文化学科の入学定員及び収容定員は第２条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

英米文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２００２	120名	20名	708名
２００３	120名	20名	618名
２００４	120名	20名	547名

国際社会文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２００２	120名	20名	710名
２００３	120名	20名	630名
２００４	120名	20名	550名

附　則

この学則は、２００２（平成14）年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、２００３（平成15）年４月1日から施行する。

附　則

１　この学則は、２００４(平成16)年4月1日から施行する。

２　２００４（平成１６）年度から２００７(平成１９)年度において、日本文化学科、英米文化学科、国際社会文化学科の編入学定員及び収容定員は第２条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２００４	90名	10名	390名
２００５	90名	10名	380名
２００６	90名	10名	380名
２００７	90名	10名	380名

英米文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２００４	120名	10名	537名
２００５	120名	10名	500名
２００６	120名	10名	500名
２００７	120名	10名	500名

国際社会文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２００４	120名	10名	540名
２００５	120名	10名	500名
２００６	120名	10名	500名

２００７	120名	10名	500名

附　則

１　この学則は、２００５(平成17)年４月１日から施行する。

２　２００４（平成16）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表(1)の授業科目のうちの一部については履修できるものとする。
該当科目、履修方法等については別に定める。

３　２００５(平成17)年４月から人文学部日本文化学科･英米文化学科･国際社会文化学科･人間環境学科の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止するものとする。ただし、編入学定員は２００５(平成17)年４月から各学科10名とし、２００７(平成19)年４月から全学科募集を停止する。

４　２００５（平成17）年度から２００８(平成20)年度において、人文学部日本語日本文化学科・英語コミュニケーション学科・文化学科、人間社会学部国際社会学科・人間環境学科の編入学定員及び収容定員は第２条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本語日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２００５	70名	―	70名
２００６	70名	―	140名
２００７	70名	6名	216名
２００８	70名	6名	292名

英語コミュニケーション学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２００５	70名	―	70名
２００６	70名	―	140名
２００７	70名	8名	218名
２００８	70名	8名	296名

文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２００５	65名	―	65名
２００６	65名	―	130名
２００７	65名	6名	201名
２００８	65名	6名	272名

人間社会学部

国際社会学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２００５	110名	―	110名
２００６	110名	―	220名
２００７	110名	10名	340名
２００８	110名	10名	460名

人間環境学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２００５	95名	―	95名
２００６	95名	―	190名
２００７	95名	10名	295名
２００８	95名	10名	400名

附　則

この学則は、２００７(平成１９)年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、２００８（平成２０)年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、２００９（平成２１)年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、２０１０（平成２２）年４月１日から施行する。

２　２００９（平成２１）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表（1）の授業科目の一部については履修できるものとする。

３　２００７（平成１９）年度末をもって、人文学部人間環境学科在籍生卒業のため、廃止する。

４　２００９（平成２１）年度末をもって、人文学部日本文化学科・英米文化学科・国際社会文化学科在籍生卒業のため、廃止する。

附　則

１　この学則は、２０１１（平成２３）年４月１日から施行する。

２　２０１０（平成２２）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表（1）の授業科目の一部については履修できるものとする。

附　則

１　この学則は、２０１２（平成２４）年４月１日から施行する。

２　２０１２（平成２４）年度から２０１３(平成２５)年度において、人文学部日本語日本文化学科・英語コミュニケーション学科・文化学科、人間社会学部国際社会学科・人間環境学科の編入学定員及び収容定員は第２条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本語日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０１１	70名	6名	292名
２０１２	70名	4名	290名
２０１３	70名	4名	288名

英語コミュニケーション学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０１１	70名	8名	296名
２０１２	70名	4名	292名
２０１３	70名	4名	288名

文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０１１	65名	6名	272名
２０１２	65名	4名	270名
２０１３	65名	4名	268名

人間社会学部

国際社会学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０１１	110名	10名	460名

２０１２	110名	4名	454名
２０１３	110名	4名	448名

人間環境学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０１１	95名	10名	400名
２０１２	95名	4名	394名
２０１３	95名	4名	388名

３　２０１１（平成２３）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表（1）の授業科目の一部については履修できるものとする。

附　則

１　この学則は、２０１３（平成２５）年４月１日から施行する。

２　２０１３（平成２５）年度から２０１６(平成２８)年度において、人文学部日本語日本文化学科・英語コミュニケーション学科・歴史文化学科、人間社会学部国際社会学科・人間環境学科・社会園芸学科の編入学定員及び収容定員は第２条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本語日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０１３	60名	4名	278名
２０１４	60名	4名	268名
２０１５	60名	3名	257名
２０１６	60名	3名	246名

英語コミュニケーション学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０１３	70名	4名	288名
２０１４	70名	4名	288名
２０１５	70名	4名	288名
２０１６	70名	4名	288名

歴史文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０１３	60名	4名	263名

２０１４	60名	4名	258名
２０１５	60名	3名	252名
２０１６	60名	3名	246名

人間社会学部

国際社会学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０１３	90名	4名	428名
２０１４	90名	4名	408名
２０１５	90名	3名	387名
２０１６	90名	3名	366名

人間環境学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０１３	60名	4名	353名
２０１４	60名	4名	318名
２０１５	60名	3名	282名
２０１６	60名	3名	246名

社会園芸学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０１３	70名	―	70名
２０１４	70名	―	140名
２０１５	70名	4名	214名
２０１６	70名	4名	288名

３　２０１２（平成２４）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表（1）の授業科目の一部については履修できるものとする。

附　則

この学則は、２０１３（平成２５）年５月２５日から施行する。

附　則

１　この学則は、２０１４（平成２６）年４月１日から施行する。

２　２０１４（平成２６）年度から、人間社会学部現代社会学科の編入学定員及び収容定員は第２条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人間社会学部

現代社会学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０１４	60名	4名	318名
２０１５	60名	3名	282名
２０１６	60名	3名	246名

附　則

１　この学則は、２０１７（平成２９）年４月１日から施行する。

２　２０１７（平成２９）年度から、２０２０(平成３２)年度において、人文学部歴史文化学科、人間社会学部現代社会学科の編入学定員及び収容定員は第２条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

歴史文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０１７	０名	３名	１８６名
２０１８	０名	３名	１２６名
２０１９	０名	０名	６３名
２０２０	０名	０名	０名

人間社会学部

現代社会学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
２０１７	０名	３名	１８６名
２０１８	０名	３名	１２６名
２０１９	０名	０名	６３名
２０２０	０名	０名	０名

３　２０１６（平成２８）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表（1）の授業科目の一部については履修できるものとする。

附　則

１　この学則は，２０１８（平成３０）年４月１日から施行する。

２　２０１７（平成２９）年度以前に入学した学生は，なお、従前の学則によるが，別表（１）の授業科目の一部については履修できるものとする。

附　則

１　この学則は，２０１９（平成３１）年４月１日から施行する。

２　２０１８（平成３０）年度以前に入学した学生は，なお、従前の学則によるが，別表（１）の授業科目の一部については履修できるものとする。

附　則

１　この学則は，２０２０（令和２）年４月１日から施行する。

２　２０１９（平成３１）年度以前に入学した学生は，なお、従前の学則によるが，別表（１）の授業科目の一部については履修できるものとする。

附　則

１　この学則は，２０２１（令和３）年４月１日から施行する。

２　２０２０（令和２）年度以前に入学した学生は，なお、従前の学則によるが，別表（１）の授業科目の一部については履修できるものとする。